

○

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）
 （第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改

正

案

第三章 設備に関する基準

第三章 設備に関する基準

現

行

（構造設備）

第三条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 (略)

第四条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 (略)

第五条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟をする病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 (略)

第五条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟をする病院に限る。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 (略)

第四章 運営に関する基準

（入退院）

第九条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 (略)

（看護及び医学的管理の下における介護）

第十八条 (略)

2 (略)

5 指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

6・7 (略)

（看護及び医学的管理の下における介護）

第十八条 (略)

2 (略)

（非常災害対策）

第二十七条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知とともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第二十八条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設にお

（非常災害対策）

第二十七条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第二十八条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、当該施設において感染症が発生し

いて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力歯科医療機関)

第二十八条の二 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十四条 指定介護療養型医療施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止ための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(事故発生時の対応)

第三十四条 (略)

第三十六条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

六 第三十四条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

2 (略)
3・4 (略)

(記録の整備)

第三十六条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

六 第三十四条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

第三十四条 (略)
第三十六条 (略)

(記録の整備)

2 (略)

一～五 (略)

六 第三十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

2 (略)
3・4 (略)

(記録の整備)

第三十六条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

六 第三十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

2 (略)
3・4 (略)

(構造設備)

第三十九条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二～四 (略)

5 前各項に規定するものほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四十条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二～四 (略)

5 前各項に規定するものほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

第四十一条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能訓練室及び浴室を有しなければならない。

2・3 (略)

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第三節 運営に関する基準

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十四条 (略)

2・5 (略)

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

7・8 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十八条 (略)

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

第四十一条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）は、ユニット、生活機能訓練室及び浴室を有しなければならない。

2・3 (略)

第三節 運営に関する基準

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十四条 (略)

2・5 (略)

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

6・7 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十八条 (略)

第七条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けているものについては、第三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、食堂及び浴室を有しないことができる。ただし、浴室を設けない場合にあっては、シャワー等の設備を設けるものとする。

一 厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号。以下この条及び第十二条において「施設基準」という。）第四十号において準用する第十一号ハ(3)に該当するもの

二 施設基準第四十号において準用する第十一号ハ(2)に該当するもの 平成十九年三月三十一日

三 施設基準第四十号において準用する第十一号ハ(2)に該当するもの 平成二十年三月三十一日

3・4 (略)

附 則

(経過措置)

第七条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けているものについては、第三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、食堂及び浴室を有しないことができる。ただし、浴室を設けない場合にあっては、シャワー等の設備を設けるものとする。

3・4 (略)

附 則

(経過措置)

第八条 病床転換による旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものについては、平成二十年三月三十一日までの間は、第三条第二項第一号の規定は適用しない。

第九条 病床転換による旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものについては、第三条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入

第八条 病床転換による旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものについては、第三条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入

・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

第十二条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、「平成二十年三月三十一日までの間は、第三条第二項第四号中「内法による測定で四十平方メートル以上の床面積」とあるのは、「機能訓練を行うために十分な広さ」とする。

第十二条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けるものについては、第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、食堂及び浴室を有しないことができるものとする。ただし、浴室を設けない場合にあっては、シャワー等の設備を設けるものとする。

一 施設基準第四十一号において準用する第十二号イ(2)に該当するもの 平成二十一年三月三十一日

二 施設基準第四十一号において準用する第十二号ロ(2)に該当するもの 平成十九年三月三十一日

第十三条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の規定の適用を受けるものについては、「平成二十年三月三十一日までの間は、第四条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

第十二条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けるものについては、第四条第一項の規定にかかわらず、「当分の間」、食堂及び浴室を有しないことができるものとする。ただし、浴室を設けない場合にあっては、シャワー等の設備を設けるものとする。

第十三条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の規定の適用を受けるものについては、「第四条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

第十三条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の規定の適用を受けるものについては、「平成二十年三月三十一日までの間は、第四条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。